

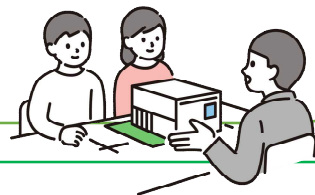
笠岡市空き地バンクに登録を前提に解体をする場合、 解体費用の3分の1（※）を助成

※居住誘導区域内最大25万円、その他区域の場合最大15万円



助成対象者

- ☐ 空き家及びその敷地、両方の所有者として登記簿に記載されている個人
- ☐ 解体撤去後の土地を、売却する意思を持って、助成金交付決定の日から3年を経過するまでの間、空き地バンクに物件登録して購入者（所有者の2親等以内の親族等を除く。）を募集することを誓約すること
- ☐ 助成金の交付を受けて解体撤去工事を施工すること及び解体撤去後の土地を空き地バンクに登録し購入者を募集することに関し、全ての所有者の同意を得ていること。
- ☐ 市税等の滞納がないこと。
- ☐ 暴力団関係者でないこと。



対象物件

- ☐ 笠岡市固定資産税課税台帳に登録されている居住の用に供する家屋で、使用の見込みがない家屋のうち、昭和56年以前に建築された家屋
※特定空家は除く
- ☐ 店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延べ床面積の1/2以上
- ☐ 公共事業等の補償の対象となっていない建築物
- ☐ 過去5年間に市の補助金の交付を受けたことがない建築物
- ☐ 所有権以外の権利が設定されていない建築物

対象工事

- ☐ 市内業者が施工すること。
- ☐ 敷地内の全ての建築物及びこれに附属する工作物を撤去すること。
- ☐ 市の他の補助又は国、県等の補助を受けていない解体撤去工事であること



解体撤去後の土地

- ☐ 更地の状態であること。
- ☐ 居住等を目的とした建築物を建築することができること。
- ☐ 幅員1.8メートル以上の公道に2メートル以上接していること。
- ☐ 相続や境界等が確定しており、売買契約ができること。

①認定申請②交付申請の2段階申請です。



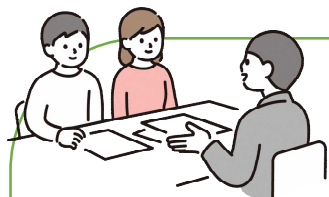
○必要書類○



認定申請時

（施工業者が決定し、総工事費の見積もりがでた際に申請）

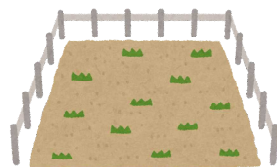
- ☐ 空き家の位置図
 - ☐ 該当場所の現状写真
 - ☐ 不動産登記事項証明書（建物、土地両方）
 - ☐ 助成対象工事の施工場所及び施工内容が特定できる見積もり書（作成年月日、施工業者、所在地の記載及び押印のあるもの）
 - ☐ 老朽空き家解体撤去費助成金認定申請書
 - ☐ 老朽空き地バンクへ物件登録することの誓約書
- ※空き家及び敷地に複数の所有者がある場合は同意書が必要



交付申請時

（建物解体、支払いが完了後の申請）

- ☐ 解体撤去工事に係る契約書の写し
- ☐ 請求明細書の写し
（助成対象工事の施工内容及び積算内容を確認できるのもの）
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 解体撤去工事を実施した箇所の完了後の写真
- ☐ 申請者、及び世帯員の中に市外在住者または1年以内に転入したものが含まれる場合は該当地の完納証明書
- ☐ 老朽空き家解体撤去費助成金交付申請書
- ☐ 納付状況等の調査を認める同意書
- ☐ 老朽空き家解体撤去費助成金交付請求書



○お問い合わせ

笠岡市役所 建設部 都市計画課 空き家対策係

笠岡市中央町1-1

TEL：0865-69-2377

MAIL：toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp